

釧路市民活動センター登録団体の認定について

【登録団体の認定】

1 センターの指定管理者は、次の要件を満たす団体を登録団体として認定します。

(1) 次のいずれにも該当する団体であること。

ア 地域におけるボランティア活動その他市民が主体的に取り組む社会活動を行っていること。

イ 営利を目的とした活動を行っていないこと。

ウ 構成員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。

エ 団体の主たる活動が本市の区域内で行われていること。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者)が暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるものでないこと。

2 前項の規定により登録団体として認定を受けようとする団体(以下この項において「申請団体」という。)の代表者は、登録団体認定申請書(以下「認定申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えてセンターの指定管理者に提出しなければなりません。

(1) 申請団体の定款若しくは会則又は申請団体の活動方針を定めた書類

(2) 申請団体の年間の活動予定を定めた書類

(3) 申請団体の構成員に関する書類

3 センターの指定管理者は、前項の申請書の提出があつたときは、第1項の要件について審査し、登録団体として認定した場合は登録票を交付します。

4 前項に規定により認定された登録団体の認定の期間は、当該認定をされた日からその日の属する年度の末日までとします。

【登録の更新】

1 登録団体は、登録団体の認定の更新を受けようとするときは、毎年2月末日までに指定管理者に申請をしなければなりません。

2 【登録団体の認定】の規定は、登録団体の認定の更新に準用します。

【登録の取消し】

センターの指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の認定を取り消すことができます。

- (1) 登録団体が解散したとき、又はその活動を休止したとき。
- (2) 虚偽の申請により登録団体の認定を受けたとき。
- (3) 【登録団体の認定】第1項に定める要件を欠いたとき。
- (4) 条例第8条又は第15条の規定が適用されたとき。

【登録票の携帯】

登録団体は、センターを利用するときは、登録票を携帯し、係員から要求があったときは、これを提示しなければなりません。

【申請内容の変更等】

登録団体は、【登録団体の認定】第2項第1号又は第3号に掲げる書類の記載事項に変更を生じたとき、又は解散若しくはその活動を休止するときは、速やかにセンターの指定管理者に届け出てください。